

健康診断について

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければなりません。（労働安全衛生法第66条）

1 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 実施時期 年1回、定期的に行うこと
(2) 必要項目

項 目		～ 19 歳	20 歳 ～ 34 歳	35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳	41 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～
既往歴及び業務歴の調査		○	○	○	○	○	○	○
自覚症状及び他覚症状の有無		○	○	○	○	○	○	○
身長		○	—	—	—	—	—	—
体重		○	○	○	○	○	○	○
腹囲（※1）		—	—	○	—	○	○	○
視力		○	○	○	○	○	○	○
聴力（※2）	1000 ヘルツ・4000 ヘルツ			○		○		○
	その他の方法可	○	○		○		○	
胸部エックス線検査（※3）		○※	○※	○	○※	○	○	○
喀痰検査（※4）		—	—	—	—	—	—	—
血圧の測定		○	○	○	○	○	○	○
尿検査（糖、蛋白の有無）		○	○	○	○	○	○	○
貧血検査（血色素量、赤血球数）		—	—	○	—	○	○	○
肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）		—	—	○	—	○	○	○
血中脂質検査 （LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセリド）		—	—	○	—	○	○	○
血糖検査（※5）		—	—	○	—	○	○	○
心電図検査		—	—	○	—	○	○	○

○ 必須項目

— 医師の判断等で省略可能な項目

※1 腹囲の検査を省略できる者は以下のとおり。

- ① 40歳未満の者（35歳の者を除く。）
- ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- ③ BMIが20未満である者 ※BMI＝体重(kg)÷身長(m)²
- ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）

※2 45歳以上及び35歳・40歳の者は、1000ヘルツ・4000ヘルツの検査。他の年齢の者はその他の方法で可。

※3 40歳未満で、医師が必要でないと認める時は、省略可能。但し、次の①～③は、省略できません。

- ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者
- ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者
- ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者

※病院、診療所、助産所は、上記※3②の施設に該当しますので、胸部エックス線検査の省略はできません。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号）

※4 胸部エックス線検査で病変の発見されない者、結核発病の恐れがないと診断された者は喀痰検査は省略可能。上記※3の胸部エックス線検査の省略基準の該当者も省略可能。

※5 ヘモグロビンA1cで代替可

2 健康診断の結果について

- ・ 健康診断個人票を作成し、記録を5年間保存すること。(労働安全衛生規則第51条)
- ・ 健康診断の結果は、以上の有無にかかわらず、遅滞なく労働者に通知すること。
(労働安全衛生法第66条の6)
- ・ 健康診断の結果、処置の必要な者について適切な措置をとること。(精密検査、保健指導等)

3 特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

- (1) 対 象 者
- ・ 深夜業を含む業務の常時従事者
 - ・ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務の常時従事者
 - ・ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務の常時従事者
 - ・ ホルムアルデヒドのガスが発散する場所での業務の常時従事者
 - ・ エチレンオキシドを用いて行う滅菌作業の従事者 等
- (2) 実施時期
- ・ 当該業務への配置換えの際 及び
 - ・ 6月以内ごとに1回、定期に行うこと。
(年2回となるが、そのうち1回は定期健康診断でよい。)

- (3) 必要項目 (定期健康診断受診者の6ヶ月後の健康診断で省略できない項目)

項 目	摘 要
既往歴及び業務歴の調査	○
自覚症状及び他覚症状の有無	○
身長	○ (20歳以上は省略可能)
体重	○
腹囲	○ (省略可能な者 1 (2) ※1参照)
視力	○
聴力	○ (その他の方法可)
血圧の測定	○
尿検査 (糖、蛋白)	○

※ 放射線業務に従事する労働者には、このほかに、電離放射線障害防止規則に基づく健康診断が必要です。

4 雇入時の健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

- (1) 実施時期 労働者を雇い入れたとき速やかに行うこと。
(雇い入れ前3ヶ月以内に健康診断を受けた者がその結果を証明する書面を提出したときは、重複する項目は省略できる。)
- (2) 必要項目

項 目	摘 要
定期健康診断の全項目 ただし、喀痰検査を除く。 聴力検査は1000ヘルツ、4000ヘルツの検査	年齢に関わりなくすべて必要

5 結核の感染予防 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2)

- ・ 定期健康診断等を確実に実施すること